

編入学資格証明書

(専修学校専門課程・高等学校等専攻科課程修了者用)

星槎大学 学長殿
(本人に関する事項)

ふりがな			性別	生年月日
氏 名	(姓)	(名)	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/> 未回答	西暦 年 月 日

(修了した学校に関する事項) A・Bいずれかを記入してください。

A

専修学校専門課程 学校名				
学科名				
入 学	西暦 年 月 日	修 了	西暦 年 月 日	
本人修得 総時間(単位)数	_____ 時間(単位)数			
上記学生修了課程の 専修学校専門課程・設置認可年月日	西暦 年 月 日			

B

高等学校等専攻科 学校名				
コース名				
入 学	西暦 年 月 日	修 了	西暦 年 月 日	
本人修得総単位数	_____ 単位			
上記学生修了課程の 高等学校等専攻科課程・設置認可年月日	西暦 年 月 日			

上記の者は、本学において法令(学校教育法第三十二条または第五十八条の二)に定める編入学資格を有する者であることを証明する。

西暦 年 月 日

学校所在地

電話 () -

学校名

学校長名

印

*校名変更、廃校の場合

旧学校名 _____
校名変更・廃校年月日 西暦 年 月 日付

学部(本科)編入学希望者および 専修学校もしくは高等学校担当者の方 当証明書発行における諸注意

星槎大学通信教育課程における指定は以下のとおりです。

この証明書は、貴校にて必要事項を記入し、依頼者にお渡しください。

なお未記入項目があった場合、再度発行いただくこととなりますので発行時は必ず確認してください。

〈専修学校(専門課程)修了による編入学について〉

- ①依頼者が貴校への入学時において、専修学校の専門課程としての認可がない(認可前)場合や、基準を充足していない場合、卒業(修了)時においてもその認可が継続されていない場合は、編入学としての資格を有さない者となります。このような場合は、依頼者に説明のうえ、本証明書は発行しないでください。
- ②専修学校としての設置認可年月日(昭和五十一年一月十一日以降)および専門課程・学科の設置認可年月日は、同一の場合でも、必ず記入してください。専門課程の設置認可年月日は専修学校設置認可年月日と同一、又は以降の日付を記入してください。
- ③貴校の専門課程への入学資格が、大学入学資格を有する者またはそれと同等以上であることが編入学の要件となります。

〈参考〉

- 専修学校の専門課程(修業年限が二年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(第九十条第一項に規定する者に限る。)は、文部科学大臣の定めるところにより、大学に編入学することができる。【学校教育法第百三十二条】
- 学校教育法第百三十二条に規定する文部科学大臣の定める基準は、次のとおりとする。
 - 一 修業年限が二年以上であること。
 - 二 課程の修了に必要な総授業時数が別に定める授業時数以上であること。ただし、第百八十三条の二第二項の規定により学年による教育課程の区分を設けない学科及び専修学校設置基準第五条第一項に規定する通信制の学科にあつては、課程の修了に必要な総単位数が別に定める単位数以上であること。【学校教育法施行規則第百八十六条】
- 学校教育法施行規則第百八十六条第一項第二号の規定に基づき、専修学校の専門課程を修了した者が大学へ編入学できる専修学校の専門課程の総授業時数を次のように定める。
専修学校の専門課程(修業年限が2年以上、総授業時数が1,700時間以上又は62単位以上であるものに限る)を修了した者【学校教育法第百三十二条】

〈高等学校(専攻科)修了による編入学について〉

- ①依頼者が貴校への入学時において、貴校の専攻科が文部科学省が定める基準を充足していない場合は、編入学としての資格を有さない者となります。このような場合は、依頼者に説明のうえ、本証明書は発行しないでください。
- ②貴校の専攻科への入学資格が、大学入学資格を有する者またはそれと同等以上であることが編入学の要件となります。

〈参考〉

- 高等学校の専攻科の課程(修業年限が二年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(第九十条第一項に規定する者に限る。)は、文部科学大臣の定めるところにより、大学に編入学することができる。
- 学校教育法第五十八条の二に規定する文部科学大臣の定める基準は、次のとおりとする。
 - 一 修業年限が二年以上であること。
 - 二 課程の修了に必要な総単位数その他の事項が、別に定める基準を満たすものであること。【学校教育法施行規則第百条の二】
- 全日制の課程又は定時制の課程の場合、全課程の修了要件は、当該課程に修業年限の年数以上在学し、62単位以上を修得することであること。通信制の課程の場合、当該課程に修業年限の年数以上在学し、62単位以上を修得することと、120単位時間(1単位時間の標準は50分)に修業年限の年数に相当する数を乗じて得た授業時数以上の面接指導による授業を履修することのいずれにも該当することを要件とすること。【平成28年文科初第35号】

お問い合わせ

星槎大学 横浜事務局

〒227-8522 神奈川県横浜市青葉区さつきが丘8-80 TEL : 045-979-0261 E-mail : info@seisa.ac.jp